

四、パネリストによる問題提起(1)

ASEAN地域のイスラムと文明衝突論

黒柳米司

冷戦の終結は、国際関係にとって明らかに第二次世界大戦以後の最大規模の構造変化をもたらした。それだけに国際社会を構成するすべての諸国および諸国民は、この広範で深遠な国際構造の変化に対処し、自らの行動と認識を軌道修正する必要に迫られている。ポスト冷戦期の「新国際秩序」の模索も、長期的・巨視的な世界観としての「パラダイム」の転換もまたこのような要請に対する努力に他ならない。両者は相互に関連しており、一方への的確な視点を欠けば、他方において適切な対応は望めないのである。

文明衝突論と「人権外交」の交錯

サミュエル・ハンティントン教授が提示した文明衝突論は、まさしく戦後史を一貫して彩ってきた「冷戦パラダイム」に代わる認識枠組みとして提示されたものである。文明衝突論の論理は、ポスト冷戦期の世界では、イデオロギーではなく、人間にとつとも広範かつ強固な帰属集団としての「文明圏」——具体的には、西欧、儒教、日本、イスラム、ヒンズー、スラブ・東方正教会系、ラテン・アメリカ、およびアフリカ——が国際緊張と対立の単位となるというものである。ハンティントン教授は、西欧文明の優越性を再認識しつつ、その他すべての非西欧文明と

の間に相互対立の可能性を見ているが、とくに西欧の利益・価値・パワーに挑戦する意思と力量があるものとして「儒教＝イスラム・コネクション」をあげ、これら二つの勢力に対する警戒と対抗の必要性を強調するのである。

△文明衝突論△が、一九八九年の天安門事件、一九九一年の湾岸戦争という二つの事件をもたらした中国（儒教文明の中核）、イラク（アラブ――つまりイスラム文明圏――の強硬派）に触発されたものであることは疑問の余地がない。注目すべきことに、これら二つの危機の延長線上には、人権侵害のような人類に対する犯罪行為に関しては「内政不干渉」原則は適用されず、国際社会は改善のために関与すべきであるとする「人道的干渉主義」というもうひとつのお概念が成立した。△文明衝突論△と「人道的干渉主義」――あるいは「人権外交」――渾然一体となつて、欧米先進諸国が非西欧諸国に対処するある種の哲学的基盤を提供しつつあるようである。

現に、冷戦期には反共イデオロギーという戦略的整合性と目ざましい経済成長のゆえに「第三世界の優等生」とさえ評されてきたASEAN諸国も、一九九〇年代に入つて――つまり、ポスト冷戦期の到来とともに――欧米諸国との関係が明らかに冷却化している。依然として顕著な経済実績を誇りつつあるASEAN諸国ではあるが、その前提となる政治的安定を確保するための権威主義的な（あるいは強権的な）政治体制下に、人権侵害と自由の抑圧が横行しているとされるからである。逆にASEAN諸国は、このような欧米先進諸国の「人権外交」を――南シナ海をめぐる中国の軍備増強とともになう地域紛争激化の危険性とならんで――カンボジア紛争以後の最大の脅威と認識している。

ASEAN域内のイスラム系諸国

これまでのところ、欧米先進諸国の「人権外交」の標的は、東チモールを武力併合し、軍隊の常駐によつてこれを強

權的に支配しているインドネシア、マレー人の先住民としての優越性と特權を貫徹すべく少数派としての非マレー人を差別してきたマレーシア、そして家父長的支配の下で市民の政治的自由を抑圧してきたシンガポールである。これら三ヵ国が、いずれも、儒教文明とイスラム文明に属する諸国に限られている——カトリック教国たるフィリピンと仏教国たるタイは民主化の実績が高く評価されつつある——のは、ハントイントン教授の「文明衝突論」の正当性を立証するものであるのか、単なる偶然の一一致なのであろうか？

すでに「文明衝突論」パラダイムに対しては、多方面からの批判や反論がなされているが、対イスラム認識をめぐっては、イスラムは一枚岩でもなければ、反西欧の勢力でもないとする主張が強力である。ASEAN諸国におけるイスラムはいかなる勢力であるか？

イスラムといえば、人はまずアラブ中東を想起するであろう。しかし、世界十億のイスラム教徒（ムスリム）のうち最大部分は、他ならぬインドネシアに集中しているのである。しかも、世界最大のムスリム人口——総人口の八五%余り——を擁するインドネシアは、イスラムに立脚した政治法律体制をとるという意味での「イスラム国家」ではないのである。

インドネシアがオランダからの独立を実現した際に、イスラム国家ではなく世俗主義の立憲共和制を選択した事実は、インドネシアの独立闘争の過程と密接な関係がある。第一は、独立闘争を導いた政治勢力が多様で、とりわけ、共産主義者や西欧で教育を受けた近代派エリートやナショナリストを含んでいたためである。第二は、独立宣言直後の一九四八年に、イスラム原理主義者がいわゆる「ダルル・イスラム」（イスラムの座）の樹立を求めて反乱を企て、オランダとの独立闘争に苦悩するインドネシア共和国の存続を脅かしたという歴史的事実である。このためイスラム原理主義は——同じく一九四八年にソヴェート政権の樹立を目指して反旗を翻したインドネシア共産党（PKI）とと

もに、——インドネシア国軍にとってもとも警戒すべき敵として位置づけられているのである。

スカルノ、ハッタらインドネシア・ナショナリズム指導者は、彼ら自身ムスリムではあったが、イスラムを国教とすることでエリート内部のマルクス主義者や、キリスト教徒を疎外することを警戒して、イスラム原理に代わる「建国五原則（パンチャシラ）——唯一神への信仰、民主主義、民族主義、人道主義、および社会正義——を国是とする」とに成功した。逆説的ではあるが、インドネシアのムスリムは人口構成上圧倒的な多数派を占めたがゆえに、イスラムを国教として保護する必要に迫られなかつたのである。

これとは対照的に、マレーシア（旧英領マラヤ）では、経済的にきわめて強力な外来の少数派たる華人（総人口の約三五%）勢力に対して原住民たるマレー人の優位を確保するためにも、イスラムを国教として保護、優遇する道を選択せざるをえなかつたのである。イスラムを国教としたのはマレーシアのムスリムの強さの反映というよりも、弱さの反映に他ならなかつたのである。実際、イスラム国家マレーシアでは、国教としてのイスラム——国語としてのマレー語、マレー人の特権やサルタンの位置などの「敏感問題」——を公然と論議することは憲法によつて禁じられてゐる。

儒教＝イスラム間の相互不信

ASEAN諸国では重要な意思決定は「コンセンサス方式」で行われる。これは、政治経済文化的な多様性に富むASEAN内部には侮りがたい見解不一致や利害対立が存在することを十分に認識したファウンディング・ファーザーらの英知の産物であった。このような対立要因の代表的事例が、フィリピンとマレーシアとの間のサバ領有権紛争を始めとする一連の領土問題であり、もう一つが、国内的にはマレー人と華人との間の、地域的にはマレー系国家

と華人系国家との根深い相互不信感である。いいかえれば、ASEAN域内では、基督教勢力とイスラム勢力は伝統的にライバル——さらに正確にいえば、反日の対象——に他ならなかつたのである。

とくにイスラムは、同志意識の強い教義であるため、その連帯感が国境を越えて投影され、時としてASEAN内部に摩擦と緊張をもたらしてきた。一九八九年のヘルツォーク＝イスラエル大統領のシンガポール訪問に際して、ASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待するのは無神経」として抗議したという事実は、シンガポールにASEAN内イスラム諸国に隣接するシンガポールが招待のは

教訓としての脱冷戦

ASEAN域内のイスラムの位置づけを概観しただけでも、△文明衝突論△（および「人権外交」）の論理には明らかに西欧中心主義に根ざす独善性——といつていいすぎであれば、短絡した主張——が見てとれる。すでに、イスラムと民主主義は両立しないとして、イスラム諸国に対する厳しい外交姿勢を説く論者もある。一方、西欧の過剰反応は対立を激化するのみとする論者もあり、冷戦期におけるハト派対タカ派の対立とパラレルな対立状況はすでに既成事實となりつつある。

この意味で、冷戦の末期に、「潜在的敵国にさえ自己」防衛の正当な権利がある」とする、いわゆる「共通の安全保障」の哲学が最終的にはOSCEという脱冷戦の体制を準備するにいたった経緯は、今改めて学びとらるべき教訓を含んでいる。というのは、かつての冷戦期に国際共産主義の「アカの脅威」が喧伝されたように、「文明衝突論」は一枚岩のイスラム原理主義という「緑の脅威」を誇張し、これへの敵意と対抗を呼びかけることによって、かえってイスラムの側からの「反西欧という聖戦」を正当化する敵意のミラー・イメージを増幅するのではないかと懸念されるからである。

パラダイムは、複雑な事象を明確な枠組みの中に位置づけることを可能にするという利点を持つ一方、少なからぬ附帯事実を捨象することによって、時として誤ったイメージに導くおそれなしとしない。とりわけ、「文明衝突論」と「人権外交」の結合が問題であるのは、前者が善惡の価値判断を、後者が行動的な使命感を鼓舞するものだからである。